

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年12月1日認可した。

令和4年12月9日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）庵治大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）四通田地区
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）芦川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）桧地区